

社会主義協会の運動

——平民社との関連を中心として——

太田雅夫

—はじめに

日露の風雲が急を告げたときに創立された平民社は、わが国の社会主義運動を代表するものであると多くの論者はいう。その理由として、それまでわが国の社会主義運動の中心であった社会主義協会とでは、社会主義運動の質が異なる。社会主義協会は、「社会主義の原理を討究し之を我邦に應用するを目的とする」（会則第二条）るのであるから、社会主義思想の研究、普及が中心であり、せいぜい啓蒙活動の域を出ることができなかつた。

これに対し、平民社は週刊『平民新聞』を発行し、日本の国策を正面から批判しこれと闘つたのである。その意味で『平民新聞』はまさに社会主義運動の機關紙であつたし、社会主義運動は平民社の創立後、本格的にスタートしたと説く。これらの論者も、平民社の活動が一応の成果をあげえたのは、社会主義協会のそれまでの努力によつて「準備がなされていた」という点では評価する。⁽¹⁾

では、平民社の創立以後、社会主義協会が結社禁止されるまでの約一年間、社会主義協会の活動は沈滞していたの

であろうか。社会主義運動のすべてが、平民社の活動であったのであらうか。これらの間に對しては、否と答へなければならない。なぜなら、從来その間の社会主義協會の活動は、すべて平民社の活動と混同してとらえられてきたのである。日露戰争下の社会主義協會は、それまでの社会主義協會の性格とは異にして運動しており、平民社とは異なった役割をもつて、當時の社会主義運動を両者相まって推進したとみなければならぬのである。

本稿は、これらの問題点を実証的に考察することを目的としている。

一 平民社創立と社会主義協會

『万朝報』を退社した幸徳秋水、堺利彦によつて創立された平民社は、それまでの社会主義協會の啓蒙宣伝活動によつて、創立條件が準備されていたうえに、社会主義協會の全面的な援助のもとに活動を開始した⁽²⁾。その最も特徵的なものは、一九〇三（明治三六）年一月一五日創刊の週刊『平民新聞』の發行であった。「發刊の辭」は、「人類同胞をして、他年一日平民政義、社会主義、平和主義の理想境に到達せしむるの一機關に供せんが為め」と語り、有名な平民社の五項目の宣伝をかかげた。

といふで、『平民新聞』の創刊号には、執筆陣としてつぎの一四名の氏名が紹介してある。うち社会主義協會員は半數の七名を占めている。

伊藤銀月、西川光次郎（社会主義協會）、細野猪太郎、片山潛（社会主義協會）、金子喜一、田岡嶺雲、村井知至（社会主義協會）、野上啓之助（社会主義協會）、小泉三申、安部磯雄（社会主義協會）、斎藤綠雨、木下尚江（社会主義協會）、斯波貞吉（社会主義協會）、平福百穂

また、社会主義協会員にして平民社の事業を援助するものとして、岡千代彦、寺内久太郎、加納豊、斎藤兼次郎の五名の名をあげている。さらに、平民社創立の段階では、社会主義協会員の山根吾一が協力し、一月末には、社会主義協会員の石川三四郎が『万朝報』を退社して平民社に入社することになる。続いて社会主義協会幹事西川光次郎が一二月末には、『二六新報』を辞めて平民社に入社して、それ以後、平民社は、幸徳、堺、西川、石川の合議經營となるのである。なお翌年（明治三七年）一月からは、社会主義協会員野上啓之助が『平民新聞』記者になっている。安部磯雄、木下尚江は平民社の同人として協力し、一九〇四年七月からは、安部・木下のほかに、小島竜太郎、加藤時次郎（社会主義協会）、佐治実然（社会主義協会）⁽³⁾が平民社相談役となる。⁽³⁾このように社会主義協会と平民社が、如何に密接不可分な関係をもつかがうかがわれる。

『平民新聞』創刊号（一九〇三年一月一五日）の「社会運動彙報」に、社会主義協会を「安部磯雄、木下尚江、片山潛諸氏を始め純然たる社会主義者より成る団体にして会員は百余名に過ぎざるも其結合は極めて鞏固なり毎月一回の茶話会と数回の演説会を開き事務は牛込区新小川町二丁目八番地西川光次郎氏取扱ふ此会の演説が屢々警官より中止を命ぜらるゝは不思議なり⁽⁴⁾」と紹介している。当時の社会主義協会は会長安部、幹事として西川、斎藤兼次郎の両氏が当り、事務所は西川宅において、毎月一回の茶話会と数回の社会主義演説会と非戦論演説会、事夫問題演説会を開いていた。

年が明けて一九〇四（明治三七）年、社会主義協会は、その年初の社会主義大演説会を一月一四日午後六時より神田青年会館で兩天のなか一〇〇余名の聴衆を集めて開催した。ところで、一月一四日の夜、社会主義協会の茶話会が、平民社において三〇名の出席のもとに開かれ、幹事の斎藤が「是まで社会主義協会の本部が定まつて居らぬので色々不便もあるから、今後此平民社を本部なり俱楽部なりに使いたい」という動議を提出して、協会本部を平民社内に移

すことを決議した。⁽⁵⁾ 『平民新聞』第一一一号（一月三一日）につきのよきな公告が出された。

社会主義協会は今般本部を左の處に設置し更に進んで活動する所あらんとす。広し同主義者の支援を乞ふ

本会は隔月一回の大演説会と毎月一回の茶話会と毎月両三回の小演説会とを催す

本会の組織と規則とを知らんと欲する諸君は幹事に宛て照会せられだし

東京市麹町区有楽町三ノ一 社会主義協会

かくして、平民社店頭には、「平民新聞」と「社会主義協会」の二つの看板がかかけられることとなつた。さらに社会主義協会は、隔月一回の大演説会と毎月両三回の小演説会のほか、新たに毎月一回の社会主義婦人講演を開いて、婦人問題を講究することに決め⁽⁶⁾、二月一三日には、神田教会で、「家庭に於ける階級制度」堺利彦、「婦人と戦争」幸徳秋水、「日本婦人に對する二大迷想」村井知至が講演を行なつた。

二月一一日、日露戦争が勃発するや、『平民新聞』は第一四号（二月一四日）で「非戦特集号」を発行したが、社会主義協会はこれに呼応して、隔月一回という大演説会であるが、二月一九日午後六時より神田青年会館で三〇〇余名の聴衆を集め、社会主義大演説会を開催した。野上、西川、堺、斯波、幸徳、木下、安部の七名の弁士のうち、幸徳と木下の二人は途中、臨席の警官により弁士中止を命ぜられたが、弁士の口から熱心な非戦論がでるや、聴衆は拍手喝采をもつてこれに応えた。⁽⁷⁾

社会主義協会は、復活後、社会主義演説会が主な活動になり社会主義研究会はほとんど開催していなかつたが、そのかわり三月六日より毎週日曜日、平民社が平民社内で社会主義研究会を開催することとなつた。⁽⁸⁾ これは平民社独自の活動として行なわれ、原則として講師は平民社同人がこれに当つている。

堺は『日本社会主義運動史話』のなかで、「社会主義協会は別に『社会主義の檄』を作つて盛んに配布した」との

べているが、この「社会主義の檄」は、三月上旬に作成したものと思われる。社会主義協会が作成した「社会主義の檄」⁽¹⁰⁾はつぎのようなものである。

社会主義の檄

- ▲ 今の社会は貴族と富豪と地主と資本家との社会也、社会主義は此社会を人民全体の社会と為さんと欲する者也
- ▲ 今の社会は階級の社会也、貧富懸隔の社会也、何人も必ず生活の不安を感じる社会也、社会主義は一切の階級と懸隔とを打破して万人衣食住安全の社会を作らんと欲する者也
- ▲ 今の社会は貧困、欠乏、飢寒、疾病、圧制、束縛、酷待、掠奪、墮落、犯罪、売淫、自殺等あらゆる悲惨と罪悪とを製造する社会也、社会主義は總て是等の罪悪と悲惨とを此社会より一掃せんと欲する者也
- ▲ 今の社会は國家相戦ひ人民相殺する社会也、社会主義は人種相親み人類相和するの社会を現ぜんと欲する者也
- ▲ 今の社会に苦み、今の社会を悲み、今の社会を改革せんと欲する者は直ちに来つて社会主義に投ぜよ

日本社会主義同志

これは、まさに「社会民主党宣言書」の系譜をひいた檄であった。

四月二日夜には、四五〇余名の聴衆を集め神田錦輝館で社会主義大演説会を開き、九名の弁士のうち三名が中止を命ぜられた。またこの大演説会には警官の臨監が二〇余名にのぼるものしさであった。翌三日には、社会主義協会有志で午前九時より上野公園竹之台で例年おこなわれている労働者懇親会を兼ねて労働者観桜会を開いた。社会主義協会青年有志數十名が参加し、「社会主義の檄」を配布したが、警官の妨害によって解散させられ、数名の協会員が夕刻まで下谷警察署に留置される事件がおきた。⁽¹¹⁾ここで注目しなければならないのは、社会主義協会の青年有志は、社会主義の原理を討究しこれを我国に応用するという社会主義協会の目的をのりこえ実践にふみ出し行動的になつてきたことである。一四日には千葉県八日市場で社会主義演説会、一六日には千葉町で社会主義茶話会を開くなど地方遊説も行なわれるようになつた。⁽¹²⁾そして社会主義小演説会、社会主義婦人講演は順調に行なわれていた。

三 会則改正と実践活動

社会主義協会の運動が活発化してきたとき、四月二十四日午後七時より、平民社の社会主義研究会の予定日であったが、研究会を休会にして、社会主義協会茶話会を平民社で開催した。四〇余名の出席のもと「如何にして社会主義の拡張を計らん乎」について討議が行なわれつぎの三点をきめた。⁽¹³⁾

(一) 平民新聞の講読者勧説に熱心する事

(二) 貧民窟に行きて社会主義を説く事

(三) 地方遊説を盛んにする事、殊に会員中の学生諸君は夏期休業を遊説に利用する事

『平民新聞』の「社会運動彙報」欄では、この日の茶話会についてはこれだけしか報じていながら、この茶話会の席上で社会主義協会の会則が改正されたとみなければならない。改正された会則は、『平民新聞』第三五号（七月一〇日）の八面に「社会主義の檄」とともに「社会主義協会々則」⁽¹⁴⁾として、つぎのよう掲載されている。

- 会員は一定の職業を有し社会主義を信ずる者に限る
- 入会を希望する者は住所、姓名、年齢、職業及び如何にして社会主義者となりしかを記して幹事に申込むべし
- 本会は茶話会（隔月一回）、大演説会（同上）、小演説会（毎月数回）、婦人講演会（毎月一回）等を開き、又時々地方に遊説することあるべし
- 本会は当分の内、週刊『平民新聞』及び月刊雑誌『社会主義』を以て会務を報告す
- 本会は毎月会費五錢を徴収す

東京市麹町区有楽町三丁目一番地

社会主義協会

会長 安部 磯雄
幹事 西川 光次郎
幹事 斎藤 兼次郎

この改正会則は、『社会主義者沿革 第一』にもみられる。しかし、『平民新聞』『社会主義者沿革 第一』にも、改正の月日は記していないが、四月二十四日の茶話会のときに改正されたと見るべきである。なぜならば、週刊『平民新聞』と月刊雑誌『社会主義』に会務を報告すると会則にうたっている。片山が渡米後、あとを山根吾一が引きうけ、月二回発行していた『社会主義』は、一九〇四（明治三七）年三月以降月一回刊となり月刊雑誌となっているから、三月以降であることがまず確定できる。つぎに、事業に「時々地方に遊説することあるべし」と加えられていることから、この日の茶話会の決議項目の「地方遊説を盛んにする事」と合致する。さらに、次回の茶話会がもたらされたのは、九月八日であることから四月二十四日の社会主義協会茶話会で、社会主義協会の会則が改正されたといえるであろう。

ところで、社会主義協会のそれまでの会則と、この改正会則を比べると、社会主義協会の性格が大きく変わっているのである。従来の論者はすべて、この会則改正を看過しているところに大きな誤謬をもたらしているといわなければならない。

この改正会則では、まず目的の「社会主義の原理を討究し之を我邦に応用するを目的とする」が省かれていること、つぎに会員は、「社会主義に賛同する者」が「社会主義を信ずる者に限る」と改められ、『平民新聞』に連載されているような「如何にして社会主義者になりしか」を記して申込むことになっている。また事業は、「毎月一回例会を開き社会主義及社会問題を研究す、又時々演説及討論の公会を開くことあるべし」が、研究会は、平民社の社会主義研究会にまかせて、茶話会、大演説会、小演説会、婦人講演会、地方遊説と研究啓蒙活動より実践活動に重点がおか

れていた。さらに会務の報告は『労働世界』のち『社会主義』であったが、完全に週刊『平民新聞』にとってかわられ、つけたしに月刊『社会主義』があげられている程度で、事実、『社会主義』には「社会日誌」欄で紹介しているのみである。会費月額一〇銭は、会員勧誘のため月額五銭に値下げされている。

このように社会主義協会は、従来の社会主義協会とは異なった性格をもつて、平民社と提携して社会主義運動、非戦運動を展開することになる。そして五月初旬には、社会主義協会の徽章がニッケルで造られ、円形内にはカール・マルクスの肖像が彫ってある。キリスト教社会主義者が中心として結成された社会主義協会は、この段階では、平民社と同じく中心はマルクス主義者に変ったことを象徴する出来ことであった。

社会主義協会は、社会民主党禁止後満三周年を迎えた五月二〇日、神田青年会館で午後七時より社会主義大演説会を開催した。社会民主党的結成メンバー六人のうち、渡米中の片山潛・河上清を除し、安部、木下、幸徳、西川の四人は演壇に立ち、西川、幸徳が中止を命ぜられたが無事に終り、最後に山口義三の感話と西川の社会主義協会入会勧説の辞があつて、当夜入会者三五名の多きに達した。⁽¹⁵⁾ 一夜に三五名の入会者があるのは社会主義協会始つて以来のことで、社会主義者たちは、如何に社会主義発達の機運が熟してきたかを見る感じであった。

荒畠寒村も当夜入会した一人である。荒畠は「社会主義協会加入は、すなわち實に私の革命的洗礼であつた」というように、社会主義に関心のある青年たちは、社会主義協会に入ることによって社会主義者として洗礼を受けていたのである。

ところで、政府が社会主義者の運動に対する取締りを積極的に打ち出してきたのは、五月二〇日の社会主義大演説会で氣運が盛り上つてきた一週間後の一九〇四年五月二七日であった。社会主義協会の勢力拡張は、直ちにまた弾圧の加重を招かなければならなかつた。警視庁はこの日、東京府下の各新聞記者を召集して、今後社会主義者の運動を

取締る方針をのべ、各新聞紙上にその並掲載するいふを要求し、電報通信社に命じてその通信を発表せられたのである。⁽²⁵⁾ この政府の取締策について『平民新聞』第三〇号（六月五日）は、幸徳が社説で「政府に忠告す」を発表し、第三一号（六月二一日）では、安部が英文欄で「わが政府の過当な社会主義恐怖」⁽²⁶⁾を記し、木下も『毎日新聞』に「社会主義者の取締に就て政府に問ふ」（五月二九・三〇日）と抗議の一文を発表した。

早くも訓令の翌日、五月二八日の下谷二長町吉田屋における社会主義協会の社会主義演説会は解散を命ぜられ、ついで二二〇日の中には、佃島における社会主義演説会が解散させられ、刑事はしきりに社会主義者を訪問し、社会主義協会員を見廻して問糺した。⁽²⁷⁾ さらに六月四日午後八時から下谷二長町足立屋で開催の社会主義演説会は、前回（五月二八日）の無法な解散が宣伝となって満員の聴衆が集つたが、再び解散を命ぜられるという弾圧ぶりであった。⁽²⁸⁾ 社会主義協会にとって、いままで演説の中止はあっても演説会の解散は経験したことになかった。社会主義運動に対する取締が訓令されたあとは、東京における演説会は次第に下火となつて、いた。

六月の社会主義協会の動きのなかで特筆しなければならないことは、八月一四日から二〇日におけるアムステルダムで開催される万国社会主義大会（第二インター第六回大会）に訴えるために、いわゆる決議書を送付したことである。

日露戦争は畢竟両国に於ける資本家の政府の行動に過ぎずして、為に両国の労働社会は至大の損害を受けざるべからず、故に吾人日本の社会主義者は、爰に來八月アムステルダムに開かるべき万国社会主義大会の各員に向けて、彼等が各自國の政府を督励し、速に日露戦争の終局を告げんが為めに、全力を尽すべく決議の通過せしめんことを求む。

安部は、『平民新聞』第三二一號（六月一九日）の英文欄に “The Resolution of the Japanese Socialist Association” (日本社会主義協会の決議) を執筆し、この決議を入れながらい、

文明諸国が國際問題を平和的手段で解決できないとすれば、それは彼らにとって大恥辱である。……もし武力に訴えるのが日露にとつて恥辱であるなら、他の列強がお高くとまつて單なる傍観者として行動するのはもつと大きな恥である。今こそ文明諸国

が、東アジアに平和をもたらすためになにかをなすときである。それゆえ、社会主義者はこの時に特に重要な彼らの義務を感じなければならない。なぜなら、軍国主義に敢然と立ち向かうことができる者は彼らだけであるからである。アムステルダムに集まる同志が、日露戦争に関する適正な決議をするのを期待をかけよう。

と訴えている。この決議は六月一二日の社会主義婦人講演のあと、会長安部、幹事西川らが集つて決議書を作成したと思われる。

この間、二ヶ月の入獄を終えて六月二〇日出獄してきた堺の出獄歓迎園遊会を、堺の友人と社会主義協会との発起人で、六月二六日午前九時から豊多摩郡十二社の池畔梅林亭で開催した。参加者は一五〇余名という盛況で、発起人総代として社会主義協会会長の安部が開会の辞をのべ、午後四時に散会するという予想外の盛会裡の園遊会であった。

夏休みに入ると、社会主義協会の茶話会の申し合せのように「夏期遊説」が活発となつた。夏期遊説は、まず七月一六日から三一日まで行なわれ、木下、西川、石川、幸徳、山口義三、斎藤兼次郎などによつて、茨城県、横浜市、郡馬県、長野県、埼玉県など一六カ所で、演説会や談話会を開催した。とくに水戸では八〇〇名、長野では六〇〇名の聴衆を動員し、横浜の平民結社、長野の社会主義研究会が結成されている。さらに、八月一二日から三一日まで、西川の警官の尾行づき東海道遊説が行なわれ、岐阜、愛知、静岡、神奈川の四県にわたり九カ所で演説会を開き、約一七六〇余名の聴衆が集つてゐる。浜松と静岡で社会問題研究会を組織することが決められたのである。

一方、東京では、七月八日午後七時より神田鍛冶町今金で社会主義大演説会が開かれ、弁士は出獄してきた堀・斯波・木下・西川の四名で、予定されていた安部は病氣のため欠席したが、聴衆は超満員となり、この日だけで社会主義協会への入会者が一三名をかぞえた。⁽²³⁾

四 普選請願運動と弾圧

「夏期遊説」が終り、秋に入ると社会主義協会は、社会主義の思想戦を活発にするとともに実際運動として普選運動を展開することとした。九月八日夜、神田三崎町吉田屋で社会主義協会茶話会が四八名の参加をえて開かれ、幹事より今秋は主に普通選挙請願のために運動したいとの希望演説のあと決定し、普通選挙請願用紙を九月末まで作成することになった。²⁴⁾

社会民主党宣言書の系譜をひく社会主義協会は、議会主義に徹するためには、その基本条件として普通選挙を獲得しなければならないという考え方のもとに、普通選挙には熱心であった。しかし、日露戦争前は、社会主義協会員が普選同盟会に入会し、普選同盟会の運動として展開していくが、日露開戦をめぐって普選同盟会員のなかの自由主義者と社会主義者の意見が分裂してからは普選運動は下火となっていた。社会主義協会は、第二一議会（明治三七年一月二八日～明治三八年二月二八日）が開催されるのを目途に、独自で普選の請願運動を平民社と協力して展開することを決定した。社会主義協会は「普通選挙請願運動の檄」²⁵⁾を作成し、請願用紙を印刷してつぎのような協力を呼びかけた。²⁶⁾

- 一 本会は満天下の同志に向つて、普通選挙請願運動に尽力せられんことを望む
- 一 請願運動の尽力とは、各自手の及ぶ限り、多数の請願者を募り、其記名調印を求むるに在り
- 一 本会は請願運動者の便利を図り、今回請願用紙を印刷したり、一枚に十名の記名調印を為し得べし、實費（一枚に就き五厘）を添へて請求せらば何枚にても送付すべし
- 一 同志諸君は右請願用紙に多數の記名調印を得て本会へ送付せらるゝ時は、本会は議会へ提出の手続を為すべし

社会主義協会は、政治的自由要求の具体的な行動として、普通選挙請願運動を展開したことは注目すべきことである。社会主義協会員の山口義三と小田頼造は、平民社の伝道行商のため、一〇月五日東京を出発するのであるが、一〇月五日から八日までの四日間で早くも「八名の社会主義協会員と五名の普通選挙請願者を作り、四十五冊の社会主義を売り、沿道の人家に往来人に社会主義の檄文と、平民新聞の広告文とを配布した」と報告している。山口・小田らは、平民社の伝道行商とともに、社会主義協会員の立場から社会主義の檄文を配布し、社会主義協会員（社会主義協会の結社禁止まで二五名を獲得）を獲得し、さらに普通選挙請願者を募りながら東海道を下ったのである。

『平民新聞』も社会主義協会の普通選挙請願運動を援助するため、第四九号（一〇月一六日）に「先づ政権を取れ」と題し、「普通選挙請願運動の檄」と全く同じ文章を掲げ、社会運動の第一着手として普選の請願運動を力説して、社会主義協会と普通選挙期成同盟会が一致団結して運動を展開することを希望している。

ところで社会主義協会が、秋になつて普通選挙請願運動を進める一方、社会主義演説会がもたれるようになると、当局の弾圧は容赦なく加重されてきた。「夏期遊説」後の社会主義大演説会は、九月一六日午後七時、神田青年会館で満員の聴衆を集め行なわれた。この大演説会の案内として社会主義協会は『平民新聞』第四四号（九月二日）に「銀漢高くして、西風肌に爽なるの時、吾人同志は茲に新なる勇氣を以て、新なる活動に入る、着手の第一は即ち左の大演説会也、敢て有志の来聴を待つ」と宣伝を行ない、新なる勇氣をもつて、新なる活動、すなわち普選請願運動を開することを示している。安部は病気のため欠席したが、弁士は山口・幸徳・堺・西川・木下で、西川・木下は弁士中止を命ぜられた。

社会主義者に対する攻撃が、にわかに激しさを増してきたのは、日露の開戦以来、連戦連勝をもつて進んできた戦局が、旅順要塞戦いたつて停滞したことにも関連した。一〇月一〇日、ついに政府はとつておきの武器である天皇の

勅語、すなわち「前途尚遠遠なり。堅忍持久奉公の誠を竭し以て終局の目的を達する事を努めよ」を発した。さつそく、一〇月一七日の浅草における社会主義演説会は、雨天のため聴衆わずか一〇名にすぎなかつた。「ケレども有難いことには浅草の署長が警部一名巡査十名及び速記者一名を引率して来て下さつたので、当夜は丸で警察官社会主義研究会と云ふ風だつた。⁽²⁸⁾ 警察官の方が聴衆より多いという珍現象すらみられたのである。

一月二日の夜、すなわち、旅順が今にも陥落しようという天長節の前夜にあたるが、社会主義協会は神田青年会館で、満員の聴衆^一、〇〇〇名をあつめて社会主義大演説会を開催した。だが、これが社会主義協会最後の大演説会になつたのである。この日の第一席は田添鉄二で「弁士中止！」となり、第二席は佐治実然であつたがまたもや「弁士中止！」場内は騒然としあげられた。第三席の幸徳の登場になると「弁士中止を命ずる」つづいて解散命令が降つて会場は大混乱となつた。⁽²⁹⁾

この日の演説には、堺、西川、安部、木下の演説も予定されていた。社会主義大演説会のラストバッターは、安部と木下が交替に当ることになつていたが、安部は「今や僕聊か論ずる所あらんとす。君乞ふ犠牲となつて最後に登壇せよ」と木下にいい、木下は「諾」を与えていたが、結局、安部も木下も、それ以前の出番の堺、西川も登壇することはできなかつた。木下は一月四日の『毎日新聞』に「演説会の解散を観る」と題して、「余は窃に警官の大誤謬を悲めるなり。此群衆の中には元より社会主義者尠なかざる也。然れ共熱心なる主戦党甚だ多き也。而して其の大数は則ち冷静なる中立者たること疑ふべからず。然るに今や彼等の良心は『警察の圧制』テフ一点に燃へて、声を合せて社会党万歳を絶叫しつゝあるに非ずや。古来幾多史上の悲劇は皆な此の如くして政府の手に依り煽動せられし也」と、政府当局を批判した。

また社会主義協会々長の安部も、『平民新聞』第五三号（一月一三日）の英文欄に「Y M C A ホールにおける社

会主義大演説会の解散」と題し、「われわれは、政府の弾圧政策によつて断じてくじけるものではない。なぜならわれわれは迫害に遭う度に、一步ずつ前進するからである。その夕刻、聴衆の中には社会主義に強く反対する人たちがたくさんいた。多分大多数の聴衆は、社会主義の反対者でも同調者でもなかつた。だが政府がたらうことなく圧制的な処置をとるとき、聴衆のほとんどはわれわれの友人となる。政府が、その無法な処置のために多くの人びとを社会主義陣営に追いやつてゐるのは否定しえない事実である。⁽³³⁾」と訴えた。

社会主義協会は、一一月六日、平民社で四〇余名の参加のもと例会を開き、「今後は会費制度を廃し、会員隨時の寄付にて本会を維持する事、普通選挙の調印を成る可く多く取る為に演説会、談話会を続々開き、個人訪問も盛んにする事」などの決議を行なつた。

一月二一日の社会主義・非戦主義勢力の一大デモンストレーションを契機として、政府はますます高压手段をとり、『平民新聞』第五二号（一一月六日）の「小学校教師に告ぐ」、第五三号（一一月一三日）の「共産党宣言」の掲載により発売禁止にし、平民社創立一週年記念園遊会も一一月一三日の当日の朝、禁止するといつた烈しさであった。

そして、さらに、追い打ちをかけるかのように一一月一六日午後六時頃、社会主義協会幹事西川光次郎を麹町警察署に召喚してつぎの命令書を手渡した。

社会主義協会は安寧秩序に妨害ありと認むるを以て治安警察法第八条第二項に依り其結社を禁止する旨内務大臣より達せられたり 右伝達す

明治三十七年十一月十六日

警視総監 安立綱之印

この命令書により、平民社の店頭に掲げられていた社会主義協会の看板は直ちに撤去された。一九〇〇（明治三二）年一月二八日に社会主義研究会から脱皮して組織された社会主義協会は、わが国の社会主義運動の発展とともに

成長をとげ、社会主義実現のためにさらに使命を果せんとするとき、政府の弾圧によつてたおされたのである。『平民新聞』の第五四号（一月二〇日）は、「明治三一年以来、今に至るまで六年、常に日本社会主義の急先鋒として、多大の貢献する所ありし同会は、斯くして空しく歴史の物となりぬ、嗚呼、噫嗟、事茲に至る、吾人また何をか言はん」と慨嘆した。社会主義協会々長の安部は『平民新聞』第五五号（一月二七日）の英文欄「たび重なる弾圧」のなかで、「社会主義協会は、過去六年間存在して、社会主義運動のために多くのことをなしてきた。ああ、悲しいかな！ その名は歴史上の單なる一事実としてしか想起されないであろう。」⁽³³⁾ とのべる。また堺は「これで社会主義の団体が形式上に於て全く破壊されたのであった。⁽³⁴⁾」と。禁止時の社会主義協会の会員数は、内務省極秘資料によると一八〇余名であった。⁽³⁵⁾

五 む す び

多くの論者は、平民社は『平民新聞』の発行のほか、社会主義演説会・茶話会・研究会・社会主義婦人講演・地方遊説・伝道行商・平民文庫の発行などにより、社会主義思想の普及、非戦運動の展開に努力したと説く。これは『平民新聞』第五九号（一二月二五日）に西川が「日本社会主義一年間の発達」と題し、「吾人一年間の努力に就き云ふ所あらしめよ」としてのべてあるところから引用する。

西川の報告は、社会主義協会と平民社の両方を合せて、一九〇四（明治三七）年の一年間における日本の社会主義者の運動をのべてゐるのである。これらの報告すべてが平民社の活動と理解するところに大きな誤りがあるといわなければならぬ。一九〇四（明治三七）年一月一六日に社会主義協会が結社禁止になるまでは、平民社は『平民新

聞」の発行、『平民文庫』の発刊、社会主義研究会、伝道行商が任務とされ、主に言論・出版活動と研究会活動のみであった。平民社が独自で「社会主義研究会」と銘うつてはじめたのは、三月六日であり、以後、社会主義研究会は毎週一回、平民社内で開かれることになり、また平民社が独自で演説会を開いたのは、四月九日の平民新聞演説会のみである。

これに対し、社会主義協会は、この一年間、例会・茶話会（七回）、社会主義婦人講演（九回）のほかは、大演説会（六回）、小演説会（一六日）、地方遊説宣伝リーフレットの配布、普選請願の調印など対外的な面で、すべて前面に出で弾圧をうけながらも社会主義・非戦論の啓蒙宣伝さらに実践運動を展開したのである。社会主義協会のこのような運動によって、その後の平民社の生命を約一年間存続させたとみるべきで、そうでなければ、社会主義協会の結社禁止と同様に、同時期またはそれ以前に平民社は結社禁止の運命に会っていたといわねばならない。

すでに考察してきたように、日露戦争下の社会主義協会は、会則改正によって従来とは性格を異にして運動を展開したのであって、平民社創立以後のわが国の社会主義運動が、平民社によって担われてきたという通説は疑問視しなければならない。社会主義協会と平民社の二つの団体が表裏一体となつて、両者相まって社会主義運動あるいは非戦運動を推進してきたといわざるをえないものである。

注

- (1) 隅谷三喜男「『平民新聞』の運動と運命」(『思想』昭和三七年一月号)。
- (2) 抽稿「社会主義協会の復活と活動」(『桃山学院短期大学紀要』第一六号) 参照。なお社会主義協会の資料として拙編『社会主義協会史』参照。
- (3) 『平民新聞』第三八号 明治三七年七月三一日。五人の相談役については、「平民社内幕談」のなかに簡単な紹介がある。
- (4) 平民社創立時点の社会主義協会員は一〇〇余名となっているが、明治三四年六月の社会主義協会復活のときは十数名である。

た。社会主義協会員の会員名は、拙稿「社会主義協会の復活と活動」（『桃山学院短期大学紀要』第一六号）参照。

- (5) 「社会主義協会茶話会の記」『平民新聞』第一二号 明治三七年一月三一日。
- (6) 「社会主義婦人演説の記」『平民新聞』第一五号 明治三七年二月二一日。
- (7) 「社会主義大演説会の記」『平民新聞』第一六号 明治三七年二月二八日。
- (8) 「社会主義研究会」『平民新聞』第一八号 明治三七年三月一三日。
- (9) 堀利彦「日本社会主義運動史話」（『堀利彦全集』第六卷）一一六ページ。
- (10) 『社会主義者沿革 上』四四～四五ページ。『平民新聞』第三五号 明治三七年七月一〇日。
- (11) 『平民新聞』第二二号 明治三七年四月一〇日。
- 當田、下谷署に、検束された社会主義協会員は、西川光次郎、斎藤兼次郎、加納農、岡千代彦、野上啓之助、山口義三、小泉新太郎の七名で、他に神崎順一、寺内久太郎、菊江正義、青山慶一郎の四名が論旨解散させられている（原敬文書研究会編『原敬関係文書』第八卷三〇一～三〇七ページ）。
- (12) 『平民新聞』第一四号 明治三七年四月二四日。
- (13) 『平民新聞』第二五号 明治三七年五月一日。
- (14) 改正された会則は、『社会主義者沿革 第一』一一五丁にもある。
- (15) 『平民新聞』第一九号 明治三七年五月二九日。
- (16) 荒畠寒村『寒村自伝』六七ページ。寒村は『寒村自伝』のなかで、「一月上京して社会主義の演説会を傍聴し、社会主義協会に入会した」と記す。荒畠寒村『平民社時代』の「荒畠寒村年譜」にも、「明治三七年一月、社会主義協会に入会」としている。しかし、寒村の別著『一社会主義者の回顧』によれば「五月二〇日の夜、社会主義協会は神田青年会館に演説会を開いた。……心ひそかに期する所あつて、傍聴の為に上京し……この夜をもつて社会主義協会に入会した」とのべている。
- (17)(19) 「日本の新聞」『平民新聞』第三〇号 明治三七年六月五日。
- (18) 拙編『平民新聞』「直言」英文欄訳、八七ページ。
- (20) 旭山生「中止、解散」『平民新聞』第三一号 明治三七年六月一二日。
- (21) 拙編『平民新聞』「直言」英文欄訳、八八一九〇ページ。「社会主義者の決議」『平民新聞』第三三二号 明治三七年六月二六日。片山潜は、この決議が社会主義協会六月例会でなされたとしている。片山潜「日本の労働運動」『片山潜著作集』第

一卷 三四四ページ。

(22) 抽編『社会主義遊説日記』三五三—三五四ページ。

(23) 西川生「平民新聞」第三六号 明治三七年七月一七日。

(24) 「社会主義協会会報誌」『平民新聞』第四五号 明治三七年九月一八日。

(25) 『社会主義者沿革 上』四二八—四九ページ。

(26) 『平民新聞』第四九号 明治三七年一〇月六日。

(27) 「伝道行商日記」『平民新聞』第四九号 明治三七年一〇月一六日。荒畠寒村編『社会主義伝道行商日記』六四ページ。

(28) 『平民新聞』第五〇号 明治三七年一〇月二三日。

(29) 「社会主義大演説会の記」『平民新聞』第五二号 明治三七年一月六日。

(30) 抽編『平民新聞』「直言」英文欄訳 一三六ページ。

(31)(32) 『平民新聞』第五四号 明治三七年一月二〇日。

(33) 抽編『平民新聞』「直言」英文欄訳 一四一ページ。

(34) 堀利彦「日本社会主義運動史」(『堀利彦全集』第六巻) 一一一三ページ。

(35) 阪谷芳郎文書。明治三九年七月六日の西園寺内閣の閣議資料(極秘)。この文書は原敬文書研究会編『原敬関係文書』第八卷一六三ページにも収録されている。

(おおた まさお・桃山学院短期大学学長)